

健康保険法施行規則

第一章 保険者

(中略)

(新規適用事業所の届出)

第十九条 初めて法第三条第三項に規定する適用事業所となった事業所の事業主は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等(初めて適用事業所となったと同時に当該適用事業所を健康保険組合の設立に係る適用事業所としようとするときは、健康保険組合)に提出しなければならない。この場合において、社会保険事務所長等に提出する事業所が同時に厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六条第一項の規定により初めて適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

- 一 事業主の氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称、所在地及び事業の種類

(平一五厚労令一五・全改)

(適用事業所に該当しなくなった場合の届出)

第二十条 適用事業所の事業主は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、第二十二條の規定により申請する場合を除き、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の適用事業所であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

- 一 事業主の氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 適用事業所に該当しなくなった年月日及びその理由

2 前項の届書には、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(任意適用事業所の申請)

第二十一条 法第三十一条第一項の規定による認可の申請は、様式第一号による健康保険任意適用申請書を社会保険事務所長等又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第六条第三項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用申請書にその旨を付記しなければならない。

2 法第三十一条第一項の規定による認可の申請があった事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行う場合にあつては、健康保険任意適用申請書にその旨を記載しなければならない。

3 健康保険任意適用申請書には、法第三十一条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改)

(任意適用事業所の取消しの申請)

第二十二条 法第三十三条第一項の規定による認可の申請は、様式第二号による健康保険任意適用取消申請書を社会保険事務所長等又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第八条第一項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用取消申請書にその旨

を付記しなければならない。

2 健康保険任意適用取消申請書には、法第三十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改)

(二以上の適用事業所を一の適用事業所とするための承認の申請)

第二十三条 法第三十四条第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 一の適用事業所としようとする事業所の名称、所在地及びその事業所に使用される被保険者の数

二 一の適用事業所としようとする理由

(平一五厚労令一五・全改)

(被保険者の資格取得の届出)

第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十六条、第三十六条の二及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号による健康保険被保険者資格取得届を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、基礎年金番号、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。)に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

2 前項の場合において、被保険者が被扶養者を有するときは、健康保険被保険者資格取得届に被扶養者届を添付しなければならない。

3 第一項の届出は、社会保険事務所長等又は健康保険組合が支障がないと認めた場合に限り、健康保険被保険者資格取得届に記載すべき事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)及び次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うことができる。

一 事業主の氏名又は名称

二 事業所の名称及び所在地

三 届出の件数

4 前項の規定により磁気ディスクによって届出を行う場合における第一項の規定の適用については、同項中「付記し」とあるのは、「記録し」とする。

(平一五厚労令一五・追加、平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(報酬月額届出)

第二十五条 毎年七月一日現に使用する被保険者(法第四十一条第三項に該当する者を除く。)の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、同月十日までに、様式第四号による健康保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、健康保険被保険者報酬月額算定基礎届に第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(報酬月額の変更届出)

第二十六条 法第四十三条第一項に該当する場合の被保険者の報酬月額に関する届出は、速やかに、様式第五号による健康保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、健康保険被保険者報酬月額変更届に第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

2 第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出)

第二十六条の二 法第四十三条の二第一項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、速やかに、第三十八条の二に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一 当該被保険者に係る標準報酬月額の変更年月

二 当該被保険者に係る従前の標準報酬月額

三 当該被保険者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬支払の基礎となった日数

四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

(平一七厚労令二七・追加、平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(賞与額の届出)

第二十七条 被保険者の賞与額に関する法第四十八条の規定による届出は、賞与を支払った日から五日以内に、様式第六号による健康保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

(平一五厚労令一五・追加)

(被保険者の氏名変更の届出)

第二十八条 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更の届出)

第二十八条の二 協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主は、第三十六条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

- 一 事業所整理記号及び被保険者整理番号
- 二 被保険者の氏名、生年月日及び住所
- 三 変更前の被保険者の住所
- 四 住所の変更年月日
- 五 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

2 第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(平二〇厚労令一四九・追加)

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十九条 法第四十八条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第八号による健康保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、基礎年金番号、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

2 第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(事業主の氏名等の変更の届出)

第三十条 事業主は、その氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に変更があったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の事業主であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 変更前の事項及び変更後の事項並びに変更の年月日

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(事業主の変更の届出)

第三十一条 事業主に変更があったときは、変更前の事業主及び変更後の事業主は、五日以内に、連署をもって、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主と同時に厚生年金保険の被保険者の事業主の変更をするときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 変更前の事業主及び変更後の事業主の氏名又は名称及び住所
- 三 変更の年月日
- 四 変更前の事業主の死亡その他のやむを得ない理由によって連署することができないときは、その理由

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(給付制限事由該当等の届出)

第三十二条 事業主は、被保険者又はその被扶養者が法第一百八条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、次に掲げる事項を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届け出なければならない。

- 一 事業所整理記号及び被保険者整理番号(健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者及び任意継続被保険者にあつては、被保険者証の記号及び番号。以下同じ。)

二 被保険者の氏名及び生年月日

三 該当の事由及び該当し、又は該当しなくなった年月日

2 任意継続被保険者又は被保険者の資格を喪失した後に保険給付を受ける者は、その者若しくはその被扶養者が法第百十八条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、前項各号に掲げる事項を保険者に届け出なければならない。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(法第百十八条第一項の厚生労働省令で定める場合)

第三十二条の二 法第百十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 少年法(昭和三十二年法律第百六十八号)第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合又は売春防止法(昭和三十二年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合

二 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(平一七厚労令二七・追加、平一八厚労令一二二・平一九厚労令八六・一部改正)

(証明書の発行等)

第三十三条 事業主は、保険給付を受けようとする者からこの省令の規定による証明書を求められたとき、又は第百十条の規定による証明書の記載を求められたときは、正当な理由がなければ拒むことができない。

(平一五厚労令一五・追加)

(事業主による書類の保存)

第三十四条 事業主は、健康保険に関する書類を、その完結の日より二年間、保存しなければならない。

(平一五厚労令一五・追加)

(事業主の代理人選任の届出)

第三十五条 事業主は、法の規定に基づいて事業主がしなければならない事項につき代理人をして処理させようとするとき、又は代理人を解任したときは、あらかじめ、文書でその旨を社会保険事務局長等又は健康保険組合に届け出なければならない。この場合において、事業主が厚生年金保険の被保険者を使用する事業主であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

(平一五厚労令一五・追加)

第二節 被保険者による申出等

(平一五厚労令一五・節名追加)

(氏名変更の申出)

第三十六条 被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、被保険者証を事業主に提出しなければならない。

(平一五厚労令一五・追加)

(協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更の申出)

第三十六条の二 協会が管掌する健康保険の被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。

(平二〇厚労令一四九・追加)

(二以上の事業所勤務の届出)

第三十七条 被保険者は、同時に二以上の事業所に使用されるに至ったときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。ただし、第二条第一項の届書を提出するときは、この限りでない。

- 一 各事業主の氏名又は名称及び住所
- 二 各事業所の名称及び所在地

2 前項の場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者であるときは、同項の届書に次に掲げる事項を付記しなければならない。

- 一 基礎年金番号
- 二 各事業所について当該事業所が厚生年金保険法の適用事業所に該当することの有無

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(被扶養者の届出)

第三十八条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。

- 一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日及び被保険者との続柄
- 二 被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹以外の者であるときは、同一の世帯に属した年月日及び扶養するに至った理由

2 前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合に届け出なければならない。

3 前二項の場合において、被保険者が任意継続被保険者であるときは、前二項中「事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは、「保険者」とする。

(平一五厚労令一五・追加、平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(法第四十三条の二第一項の申出)

第三十八条の二 法第四十三条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号を付記しなければならない。

- 一 申出に係る被保険者の事業所整理記号及び被保険者整理番号
- 二 申出に係る被保険者の氏名、住所及び生年月日
- 三 育児休業等を終了した年月日
- 四 育児休業等を終了した日において養育する当該育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

(平一七厚労令二七・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

第三十九条 削除

(平二〇厚労令七七)

(介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合の届出)

第四十条 被保険者は、被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条第二号に該当する被保険者をいう。以下同じ。)に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が六十五歳に達したときは、この限りでない。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号

二 被保険者(被扶養者に係る場合にあつては、被保険者及びその被扶養者)の氏名及び生年月日

三 該当しなくなった年月日及びその理由

2 前項の場合において、被保険者が任意継続被保険者であるときは、同項中「事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは、「保険者」とする。

3 第一項の場合において、事業主の命により被保険者が外国に勤務することとなったため、いずれの市町村又は特別区の区域内にも住所を有しなくなったときは、当該事業主は、被保険者に代わって同項の届書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届け出ることができる。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(介護保険第二号被保険者に該当するに至った場合の届出)

第四十一条 被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しない被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が四十歳に達したときは、この限りでない。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号

二 被保険者(被扶養者に係る場合にあつては、被保険者及びその被扶養者)の氏名及び生年月日

三 該当するに至った年月日及びその理由

2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

3 第一項の場合において、事業主の命により被保険者が外国に勤務しないこととなったため、いずれかの市町村又は特別区の区域内に住所を有するに至ったときは、当該事業主は、被保険者に代わって同項の届書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届け出ることができる。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(任意継続被保険者の資格取得の申出)

第四十二条 法第三条第四項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を保険者に提出することによって行うものとする。

一 被保険者であった当時第四十七条の規定により交付された被保険者証の記号及び番号、生年月日、氏名、性別並びに住所

二 被保険者の資格を喪失した年月日

三 被保険者の資格を喪失した際使用されていた事業所の名称及び所在地

四 法第三十七条第一項ただし書に規定する期間を経過した後に提出するときは、その理由

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の申出)

第四十三条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号、氏名並びに生年月日を記載した申出書を保険者に提出しなければならない。

一 適用事業所に使用されるに至ったとき。

二 船員保険の被保険者となったとき。

三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第五十条第二号の規定による認定を受けたとき。

(平二〇厚労令一四九・全改)

(任意継続被保険者の氏名又は住所の変更の届出)

第四十四条 任意継続被保険者は、氏名又は住所を変更したときは、五日以内に、変更前及び変更後の氏名又は住所を保険者に届け出なければならない。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(通知)

第四十五条 保険者は、任意継続被保険者の標準報酬月額の設定又は改定を行ったときは、その旨を当該被保険者に通知しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平二〇厚労令一四九・一部改正)

第三節 被保険者証等

(平一五厚労令一五・節名追加)

(事業所整理記号及び被保険者整理番号の通知)

第四十六条 社会保険事務所長等又は健康保険組合は、法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき、又は事業所整理記号及び被保険者整理番号を変更したときは、遅滞なく、事業所整理記号及び被保険者整理番号を事業主に通知しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(被保険者証の交付)

第四十七条 協会は、社会保険事務所長等から、法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った又は事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨の情報の提供を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

2 健康保険組合は、法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき、又は被保険者証の記号及び番号を変更したときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。

3 保険者は、被保険者証を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合においては、これを被保険者に送付しなければならない。

4 前項本文の規定による被保険者証の送付があったときは、事業主は、遅滞なく、これを被保険者に交付しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(被保険者証の訂正)

第四十八条 被保険者は、被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更(協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。)があったときは、遅滞なく、被保険者証を保険者に提出しなければならない。この場合にお

いて、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。

2 保険者は、前項の規定による被保険者証の提出があったときは、遅滞なく、その事項を訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。

3 前二項の規定による被保険者証の提出及び返付は、被保険者が任意継続被保険者である場合は、事業主及び社会保険事務所長等を経由することを要しない。

(平一五厚労令一五・全改、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(被保険者証の再交付)

第四十九条 被保険者は、被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 氏名、性別及び生年月日

三 再交付申請の理由

2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

3 保険者は、第一項の規定による申請を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に再交付しなければならない。

4 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を保険者に返納しなければならない。

5 第一項の規定による被保険者証の再交付の申請、第三項の規定による被保険者証の再交付及び前項の規定による被保険者証の返納は、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、事業主を経由して行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認めるときは、事業主を経由することを要しない。

(平一五厚労令一五・全改、平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(被保険者証の検認又は更新等)

第五十条 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

4 任意継続被保険者は、第一項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

5 保険者は、第二項又は前項の規定により被保険者証の提出があったときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、事業主又は任意継続被保険者に交付しなければならない。

6 事業主は、前項の規定により被保険者証の交付を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に交付しなければならない。

7 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

(平一五厚労令一五・全改、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(被保険者資格証明書)

第五十条の二 社会保険事務所長等は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、この省令の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めるときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。

2 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、前項に規定する間、この省令に規定する被保険者証の提出に代えて、被保険者資格証明書を提出することによって療養の給付を受ける資格を明らかにすることができる。

3 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を事業主を経由して社会保険事務所長等に返納しなければならない。

(平二〇厚労令一四九・追加)

(被保険者証の返納)

第五十一条 事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。この場合(被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。)において、協会に返納するときは社会保険事務所長等を経由して行うものとする。

2 前項の場合において、被保険者が任意継続被保険者であるときは、当該被保険者は、五日以内に、これを保険者に返納しなければならない。

3 被保険者(任意継続被保険者を除く。次項において同じ。)の資格喪失により事業主が返納すべき被保険者証は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4 被保険者は、その資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない。

5 第一項の資格喪失の原因が死亡であるとき、又は前項の規定により被保険者証を提出すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者は、その申請の際、被保険者証を保険者に返納しなければならない。ただし、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行った者において被保険者証を返納しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(高齢受給者証の交付等)

第五十二条 保険者は、被保険者が法第七十四条第一項第二号若しくは第三号の規定の適用を受けるとき、又はその被扶養者が法第一百条第二項第一号ハ若しくはニの規定の適用を受けるときは、当該被保険者に様式第十号による高齢受給者証を有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合又は百分の百から法第一百条第二項第一号ハ若しくはニに定める割合を控除して得た割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

2 前項の被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、事業主は、遅滞なく、高齢受給者証を回収し

て、これを保険者に返納しなければならない。この場合(被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。)において、協会の管掌する健康保険の被保険者が第一号から第三号までのいずれかに該当したときは、社会保険事務所長等を経由して行うものとする。

- 一 被保険者の資格を喪失したとき。
- 二 保険者に変更があったとき。
- 三 法第一百十条第二項第一号ハ又はニの規定の適用を受ける被扶養者に異動があったとき。
- 四 高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき。
- 五 高齢受給者証の有効期限に至ったとき。

3 前項の場合において、被保険者が任意継続被保険者であるときは、当該被保険者は、五日以内に、これを保険者に返納しなければならない。

4 第四十七条第三項及び第四項、第四十八条から第五十条まで並びに前条第三項から第五項までの規定は、高齢受給者証について準用する。

(平一五厚労令一五・全改、平一五厚労令一三五・平二〇厚労令七七・平二〇厚労令一四九・一部改正)

第三章 保険給付

(平一五厚労令一五・章名追加)

第一節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

(平一五厚労令一五・節名追加)

第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給

(平一五厚労令一五・款名追加、平一八厚労令一五七・改称)

(被保険者証の提出)

第五十三条 法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所(以下「保険医療機関等」という。)から療養の給付又は入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養を受けようとする者は、被保険者証を(被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、その理由がなくなったときは、遅滞なく、被保険者証を(被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平一八厚労令一五七・一部改正)

(処方せんの提出)

第五十四条 法第六十三条第三項各号に掲げる薬局(以下「保険薬局等」という。)から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該保険薬局等に提出しなければならない。ただし、当該保険薬局等から被保険者証の提出を求められたときは、当該処方せん及び被保険者証を(被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)提出しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改)

(令第三十四条第二項に規定する収入の額)

第五十五条 令第三十四条第二項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項各号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあっては、前々年)における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。))を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。

(平一五厚労令一五・全改、平二〇厚労令一七三・一部改正)

(令第三十四条第二項の規定の適用の申請等)

第五十六条 令第三十四条第二項の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
 - 二 令第三十四条第二項各号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額
- 2 令第三十四条第二項第二号に該当することにより同項の規定の適用を受ける被保険者(同項第一号に該当する者を除く。)は、その被扶養者であった者(同号に規定する被扶養者であった者をいう。)が法第三条第七項ただし書に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を保険者に申し出なければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平二〇厚労令一四九・平二〇厚労令一七三・一部改正)

(法第七十五条の二第一項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第五十六条の二 法第七十五条の二第一項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこととする。

(平一八厚労令一五七・追加)

(入院時食事療養費の支払)

第五十七条 被保険者が第五十三条第一項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所から入院時食事療養費に係る療養を受けた場合においては、法第八十五条第五項の規定によりその被保険者に支給すべき入院時食事療養費は当該病院又は診療所に対して支払うものとする。

(平一五厚労令一五・全改)

(食事療養標準負担額の減額の対象者)

第五十八条 法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 令第四十三条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者
- 二 令第四十三条第一項第二号ハの規定の適用を受ける者
- 三 令第四十三条第一項第二号ニの規定の適用を受ける者

(平一五厚労令一五・全改、平一八厚労令一五七・平一九厚労令一六・一部改正)

第五十九条及び第六十条 削除

(平一九厚労令一六)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第六十一条 保険者は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証(第五十五条第二項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。以下この条及び第六十二条の四において同じ。)を保険医療機関等に提出しないことにより減額しない食事療養標準負担額を支払った場合であって、限度額適用・標準負担額減額認

定証を提出しないことがやむを得ないものと認めるときは、その食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったとすれば支払うべきであった食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として被保険者に支給することができる。

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
- 二 食事療養を受けた者の氏名及び生年月日
- 三 食事療養を受けた保険医療機関等の名称及び所在地
- 四 傷病名及び発病又は負傷の原因
- 五 食事療養について支払った食事療養標準負担額
- 六 食事療養を受けた者の入院の期間
- 七 限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関等に提出しない理由
- 八 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平一八厚労令一五七・平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(入院時食事療養費に係る領収証)

第六十二条 保険医療機関等は、法第八十五条第八項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時食事療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち食事療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平一八厚労令一五七・一部改正)

(入院時生活療養費の支払)

第六十二条の二 被保険者が第五十三条第一項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所から入院時生活療養費に係る療養を受けた場合においては、法第八十五条の二第五項において準用する法第八十五条第五項の規定により被保険者に支給すべき入院時生活療養費は当該病院又は診療所に対して支払うものとする。

(平一八厚労令一五七・追加)

(生活療養標準負担額の減額の対象者)

第六十二条の三 法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 令第四十三条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者
- 二 令第四十三条第一項第二号ハの規定の適用を受ける者
- 三 令第四十三条第一項第二号ニの規定の適用を受ける者
- 四 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者

(平一八厚労令一五七・追加、平一九厚労令一六・平二〇厚労令七七・一部改正)

(生活療養標準負担額の減額に関する特例)

第六十二条の四 保険者は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関等に提出しない

ことにより減額しない生活療養標準負担額を支払った場合であつて、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しないことがやむを得ないものと認めるときは、その生活療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として被保険者に支給することができる。

2 前項の規定による給付を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
- 二 生活療養を受けた者の氏名及び生年月日
- 三 生活療養を受けた保険医療機関等の名称及び所在地
- 四 傷病名及び発病又は負傷の原因
- 五 生活療養について支払った生活療養標準負担額
- 六 生活療養を受けた者の入院の期間
- 七 限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関等に提出しない理由
- 八 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

3 前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。

(平一九厚労令一六・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(入院時生活療養費に係る領収証)

第六十二条の五 保険医療機関等は、法第八十五条の二第五項において準用する法第八十五条第八項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時生活療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

(平一八厚労令一五七・追加、平一九厚労令一六・旧第六十二条の四繰下)

(保険外併用療養費の支払)

第六十三条 被保険者が第五十三条第一項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から保険外併用療養費に係る療養を受けた場合においては、法第八十六条第四項において準用する法第八十五条第五項の規定によりその被保険者に支給すべき保険外併用療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

(平一五厚労令一五・全改、平一八厚労令一五七・一部改正)

(保険外併用療養費に係る領収証)

第六十四条 保険医療機関等又は保険薬局等は、法第八十六条第四項において準用する法第八十五条第八項の規定により交付しなければならない領収証には、保険外併用療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち当該療養に食事療養及び生活療養が含まれないときは第一号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に食事療養及び生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第二号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第三号に規定する額とその他の費用の額とを、それぞれ区分して記載しなければならない。

- 一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)から当該療養につき保険外併用療養費として

支給される額に相当する額を控除した額

- 二 当該食事療養に係る食事療養標準負担額
- 三 当該生活療養に係る生活療養標準負担額

(平一五厚労令一五・全改、平一八厚労令一五七・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第六十五条 療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

- 一 届出に係る事実
- 二 第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)
- 三 被害の状況

(平一五厚労令一五・全改、平一八厚労令一五七・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(療養費の支給の申請)

第六十六条 法第八十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
 - 二 診療、薬剤の支給又は手当を受けた者の氏名及び生年月日
 - 三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに傷病の経過
 - 四 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所
 - 五 診療又は調剤に従事した医師若しくは歯科医師又は薬剤師の氏名
 - 六 診療、薬剤の支給又は手当の内容及び期間並びにその診療、薬剤の支給又は手当が食事療養、生活療養、評価療養又は選定療養を含むものであるときは、その旨
 - 七 療養に要した費用の額
 - 八 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかった理由
 - 九 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)
- 2 前項の申請書には、同項第七号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。
- 3 前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改、平一八厚労令一五七・平二〇厚労令一四九・一部改正)

第二款 訪問看護療養費の支給

(平一五厚労令一五・款名追加)

(法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める基準)

第六十七条 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等(看護師その他次条に規定する者をいう。第七十四条第一項第九号において同じ。)が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要することとする。

(平一五厚労令一五・全改、平二〇厚労令一五〇・一部改正)

(法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める者)

第六十八条 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める者は、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

(平一五厚労令一五・全改、平一八厚労令二八・一部改正)

(訪問看護療養費の支給が必要と認める場合)

第六十九条 保険者は、被保険者が疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者(第六十七条の基準に適合している者に限る。)であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者(法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。)から現に指定訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を受けるときは、この限りでない。

(平一五厚労令一五・全改)

(被保険者証の提出)

第七十条 法第八十八条第三項の規定により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者は、被保険者証を(被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

(平一五厚労令一五・全改)

(訪問看護療養費等の支払)

第七十一条 被保険者が前条の規定により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合においては、法第八十八条第六項の規定によりその被保険者に支給すべき訪問看護療養費は当該指定訪問看護事業者に支払うものとする。

(平一五厚労令一五・全改)

(訪問看護療養費に係る領収証)

第七十二条 指定訪問看護事業者は、法第八十八条第九項の規定により交付しなければならない領収証には、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十三条第一項に規定する基本利用料及び同条第二項に規定するその他の利用料について、個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令七七・一部改正)

(準用)

第七十三条 第六十五条の規定は、訪問看護療養費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときについて準用する。

(平一五厚労令一五・追加)

(指定訪問看護事業者に係る指定の申請)

第七十四条 法第八十八条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び書類を当該申請に係る訪問看護事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生局長等に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 訪問看護ステーションとなる事業所の名称及び所在地
- 三 当該指定に係る訪問看護事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為又は条例等

- 五 申請者が、現に他の訪問看護ステーション、病院、診療所又は介護老人保健施設の開設者であるときは、その概要
- 六 申請者が、同時に他の訪問看護ステーション、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとするときは、その概要
- 七 訪問看護ステーションとなる事業所の平面図並びに設備及び備品等の概要
- 八 指定訪問看護を受ける者の予定数
- 九 訪問看護ステーションとなる事業所の管理者その他の職員の氏名及び経歴(看護師等については、免許証の写しを添付すること。)並びに管理者の住所
- 十 運営規程
- 十一 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 事業計画
- 十三 保健、医療又は福祉サービスの提供主体との連携の内容
- 十四 指定訪問看護の事業に係る資産の状況
- 十五 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 前項の規定による申請書及び書類の提出は、当該事業所の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一五〇・一部改正)

(掲示)

第七十五条 指定訪問看護事業者は、訪問看護ステーションの見やすい場所に、訪問看護ステーションである旨を掲示しなければならない。

(平一五厚労令一五・追加)

(指定訪問看護事業者の別段の申出)

第七十六条 法第八十九条第二項ただし書の規定による別段の申出は、指定居宅サービス事業者(訪問看護事業を行う者に限る。以下同じ。)の指定の申請書に併せて、次に掲げる事項を記載した申出書を当該申請に係る居宅サービス事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生局長等に提出して行うものとする。

- 一 当該申請に係る居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地
- 二 当該指定居宅サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 法第八十八条第一項の指定を不要とする旨

2 第七十四条第二項の規定は、前項の申出書の提出について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一五〇・一部改正)

(変更の届出)

第七十七条 法第九十三条の厚生労働省令で定める事項は、第七十四条第一項第一号、第四号、第五号、第九号及び第十号に掲げる事項とする。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一五〇・一部改正)

(休廃止等の届出)

第七十八条 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長等に届け出なければならない。

- 一 廃止し、休止し、又は再開した年月日
- 二 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由
- 三 廃止し、又は休止した場合にあっては、現に指定訪問看護療養に係る療養を受けていた者に対する措

置

四 休止した場合にあっては、その休止の予定期間

2 第七十四条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一五〇・一部改正)

(公示)

第七十九条 法第九十六条の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法第九十六条各号に掲げる指定、届出又は指定の取消しに係る年月日

二 指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地

三 訪問看護ステーションの名称及び所在地

(平一五厚労令一五・追加)

第三款 移送費の支給

(平一五厚労令一五・追加)

(移送費の額)

第八十条 法第九十七条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額とする。

ただし、現に移送に要した費用の金額を超えることができない。

(平一五厚労令一五・追加)

(移送費の支給が必要と認める場合)

第八十一条 保険者は、被保険者が次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。

一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。

二 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。

三 緊急その他やむを得なかったこと。

(平一五厚労令一五・追加)

(移送費の支給の申請)

第八十二条 法第九十七条第一項の移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 移送を受けた者の氏名及び生年月日

三 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日

四 移送経路、移送方法及び移送年月日

五 付添いがあったときは、その付添人の氏名及び住所

六 移送に要した費用の額

七 疾病又は負傷の原因が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第六号の事実を証する書類を添付しなければならない。

一 移送を必要と認めた理由(付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由)

二 移送経路、移送方法及び移送年月日

3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

4 第六十六条第三項の規定は、第二項の意見書について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

第四款 補則

(平一五厚労令一五・追加)

(特別療養給付の申請等)

第八十三条 法第九十八条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、日雇特例被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。)、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービスをいう。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。))を受けていた者の氏名、住所又は居所及び生年月日

三 傷病名及び資格を喪失した際を受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

四 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス(以下この号において「基準該当居宅サービス」という。)を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービ

ス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス(以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

五 現に療養の給付又は入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養を受けている保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地

2 保険者は、前項の規定による申請書が提出されたときは、遅滞なく、様式第十二号による特別療養証明書を前項の者に交付しなければならない。

3 第一項の者は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別療養証明書を提出して受けるものとする。

4 第一項の者は、被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給を受ける者がその給付又は支給を受けなくなったときは、遅滞なく、特別療養証明書を保険者に返納しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、特別療養証明書を返納すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者は、その申請の際、特別療養証明書を保険者に返納しなければならない。ただし、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行った者において特別療養証明書を返納しなければならない。

6 第一項の者は、被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給を受ける者の氏名又は住所の変更があったときは、五日以内に、その旨及び変更の年月日を記載した届書に特別療養証明書を添付して保険者に提出しなければならない。

7 第四十九条第一項から第四項までの規定は、特別療養証明書について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令三二・平一八厚労令一五七・平一九厚労令一六・平二〇厚労令七七・平二〇厚労令一四九・一部改正)

第二節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給

(平一五厚労令一五・追加)

(傷病手当金の支給の申請)

第八十四条 法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 被保険者の業務の種別

三 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日

四 労務に服することができなかった期間

五 被保険者が報酬の全部又は一部を受けるときは、その報酬の額及び期間

六 傷病手当金が法第八十条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定によるものであるときは、障害厚生年金又は障害手当金の別、その額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)、支給事由である傷病名、障害厚生年金又は障害手当金を受けることとなった年月日(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金を受けることと

なった年月日及び当該障害基礎年金を受けることとなった年月日)並びに障害厚生年金を受けるべき場合においては、基礎年金番号及び当該障害厚生年金(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金)の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)

七 傷病手当金が法第百八条第四項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付(以下単に「老齢退職年金給付」という。)の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなった年月日、基礎年金番号及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

八 傷病手当金が法第百九条の規定によるものであるときは、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかった報酬の額及び期間、法第百八条第一項ただし書の規定により受け取った傷病手当金の額並びに報酬を受けることができなかった理由

九 労務に服することができなかった期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 被保険者の疾病又は負傷の発生した年月日、原因、主症状、経過の概要及び前項第四号の期間に関する医師又は歯科医師の意見書

二 前項第四号、第五号及び第八号に関する事業主の証明書

3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

4 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることが困難であるため療養費の支給を受ける場合においては、傷病手当金の支給の申請書には、第二項第一号の書類を添付することを要しない。この場合においては、第一項の申請書にその旨を記載しなければならない。

5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第百八条第二項の規定に該当する者 障害厚生年金(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金。以下この号において同じ。)の年金証書の写し、障害厚生年金の額及びその支給開始年月を証する書類並びに障害厚生年金の直近の額を証する書類

二 法第百八条第三項の規定に該当する者 障害手当金の支給を証する書類

三 法第百八条第四項の規定に該当する者 老齢退職年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類の写し、その額及びその支給開始年月を証する書類並びにその直近の額を証する書類

6 法第百八条第三項に規定する合計額が同項に規定する障害手当金の額に達したことにより傷病手当金の支給を受けるべきこととなった者は、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 障害手当金の支給を受けた日から当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至った日までの期間に係る第一項第四号に掲げる期間及びその期間に受けた報酬の日額に関する事業主の証明書

二 前号に規定する第一項第四号に掲げる期間に係る第二項第一号に掲げる書類

7 第六十六条第三項の規定は、第二項第一号及び前項第二号の意見書について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令三二・平一八厚労令一五七・平二〇厚労令七七・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(埋葬料の支給の申請)

第八十五条 法第百条又は第百五条の規定により埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 死亡した被保険者の氏名並びに被保険者証の記号及び番号

二 死亡の年月日及び原因

三 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けている者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

四 法第百条第一項又は第百五条第一項の規定による埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、被保険者と申請者との続柄

五 法第百条第二項又は第百五条第二項の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者にあつては、埋葬を行った年月日及び埋葬に要した費用の額

六 死亡が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 市町村長(特別区の区長を含む。)の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写し、死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書の写し、被保険者の死亡に関する事業主の証明書又はこれに代わる書類

二 法第百条第二項又は第百五条第二項の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けようとする者にあつては、埋葬に要した費用の金額に関する証拠書類

3 第六十六条第三項の規定は、前項の書類について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令三二・平一八厚労令一五七・平二〇厚労令七七・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(出産育児一時金の支給の申請)

第八十六条 法第百一条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 出産の年月日

三 死産であるときは、その旨

2 前項の申請書には、医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。)における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類を添付しなければならない。

3 令第三十六条ただし書の加算した額の支給を受けようとする者は、第一項の申請書に同条ただし書に規定する出産であると保険者が認める際に必要となる書類を添付しなければならない。

4 第六十六条第三項の規定は、前二項の申請書に添付すべき書類について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・平二〇厚労令一六九・一部改正)

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準)

第八十六条の二 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。

一 体重が二千グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十三週以上であること。

二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること。

(平二〇厚労令一六九・追加)

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由)

第八十六条の三 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 天災、事変その他の非常事態

二 出産した者の故意又は重大な過失

(平二〇厚労令一六九・追加)

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態)

第八十六条の四 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

(平二〇厚労令一六九・追加)

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件)

第八十六条の五 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者(以下この条及び次条において「病院等」という。)に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。)(次条において「出生した者等」という。)に対して適切な期間にわたり支払うための保険金(特定出産事故(同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。))が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。)が支払われるものであることとする。

(平二〇厚労令一六九・追加)

(令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置)

第八十六条の六 令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。

(平二〇厚労令一六九・追加)

(出産手当金の支給の申請)

第八十七条 法第二条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

- 二 出産前の場合においては出産の予定年月日、出産後の場合においては出産の年月日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定年月日及び出産の年月日)
 - 三 多胎妊娠の場合にあつては、その旨
 - 四 労務に服さなかつた期間
 - 五 出産手当金が法第百八条第一項ただし書の規定によるものであるときは、その報酬の額及び期間
 - 六 出産手当金が法第百九条の規定によるものであるときは、受けることができるはずであつた報酬の額及び期間、受けることができなかつた報酬の額及び期間、法第百八条第一項ただし書の規定により受けた出産手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 出産の予定年月日に関する医師又は助産師の意見書
 - 二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨の医師の証明書
 - 三 前項第四号の期間に関する事業主の証明書
- 3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
- 4 同一の出産について引き続き出産手当金の支給を申請する場合には、その申請書に第二項第一号の意見書及び同項第二号の証明書を添付することを要しない。
- 5 第六十六条第三項の規定は、第二項第一号の意見書及び同項第二号の証明書について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(法第百八条第二項から第四項までの規定に該当するに至つた場合の届出)

第八十八条 傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第百八条第二項から第四項までの規定に該当するに至つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
- 二 第八十四条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・一部改正)

(法第百八条第二項ただし書及び第四項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第八十九条 法第百八条第二項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)を三百六十で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 2 法第百八条第四項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき老齢退職年金給付の額(当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額)を三百六十で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(平一五厚労令一五・追加)

第三節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給

(平一五厚労令一五・追加)

(家族療養費の支給)

第九十条 第五十三条、第五十四条、第五十八条から第六十二条まで、第六十二条の三から第六十二条の五まで、第六十四条から第六十六条まで、第八十三条、第百三条の二及び第百五条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第五十三条及び第五十四条の規定中「被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被保険者の被扶養者が法第一百条第二項第一号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令一五七・平一九厚労令一六・一部改正)

第九十一条及び第九十二条 削除

(平二〇厚労令七七)

(家族療養費の支払)

第九十三条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第百三条の二第五項又は第百五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第一百条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令一五七・平一九厚労令一六・一部改正)

(家族訪問看護療養費の支給)

第九十四条 第六十五条、第六十九条から第七十二条まで及び第八十三条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。この場合において、第七十条中「被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被扶養者が法第一百条第二項第一号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

(平一五厚労令一五・追加)

(家族移送費の支給)

第九十五条 第八十条から第八十三条までの規定は、家族移送費の支給について準用する。

(平一五厚労令一五・追加)

(家族埋葬料の支給の申請)

第九十六条 法第百十三条の規定により家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
- 二 被保険者の氏名
- 三 死亡した被扶養者の氏名及び生年月日
- 四 第八十五条第一項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項

2 第六十六条第三項及び第八十五条第二項第一号の規定は、前項の申請について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令一五七・平二〇厚労令七七・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(家族出産育児一時金の支給の申請)

第九十七条 法第百十四条の規定により家族出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 第八十六条第一項各号に掲げる事項

二 出産した被扶養者の氏名及び生年月日

2 第八十六条第二項から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令一四九・平二〇厚労令一六九・一部改正)

第四節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

(平一五厚労令一五・追加、平二〇厚労令七七・改称)

(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)の障害児施設医療費の支給

二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

五 削除

六 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給

八 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給

九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

九の二 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第四条第一項の医療費の支給

十 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)第三条又は第四条の医療費の支給

十一 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(平一五厚労令一五・追加、平一六厚労令五五・平一八厚労令四六・平一八厚労令七八・平一八厚労令一六九・平一九厚労令二六・一部改正)

(特定疾病の認定の申請等)

第九十九条 令第四十一条第八項の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

三 認定を受けようとする者がかかった令第四十一条第八項に規定する疾病の名称

2 前項の申請書には、同項第三号に掲げる疾病に関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかったことを証する書類を添付しなければならない。

- 3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
- 4 保険者は、第一項の申請に基づき認定を行ったときは、被保険者に対し、様式第十三号による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。
- 5 特定疾病療養受療証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を保険者に返納しなければならない。
 - 一 被保険者の資格を喪失したとき。
 - 二 保険者に変更があったとき。
 - 三 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。
 - 四 令第四十一条第八項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 6 認定を受けた者は、保険医療機関等又は保険薬局等から令第四十一条第八項に規定する療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 7 前項ただし書の場合においては、その理由がなくなったときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。
- 8 被保険者は、特定疾病療養受療証の交付その他の手続を事業主を経由して行おうとするときは、事業主及び保険者に対し、その旨の意思を表示しなければならない。
- 9 第四十七条第三項及び第四項、第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条第三項から第五項までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定(第五十条第五項を除く。)中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第九十九条第八項の意思を表示しない者」と、第五十条第二項中「被保険者に」とあるのは「被保険者(第九十九条第八項の意思を表示しない者を除く。)」に」と、同条第三項中「被保険者は」とあるのは「被保険者(第九十九条第八項の意思を表示しない者を除く。)」は」と、同条第五項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者若しくは第九十九条第八項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

(平一五厚労令一五・追加、平一五厚労令一三五・平一八厚労令一五七・平一九厚労令一六・平二〇厚労令七七・平二〇厚労令一四九・平二〇厚労令一七三・一部改正)

(令第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号若しくは第二号、第三項第二号、第四項第二号又は第六項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養又は特定給付対象療養に要した費用の額の算定)

第百条 令第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号若しくは第二号、第三項第二号、第四項第二号又は第六項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養又は特定給付対象療養に要した費用の額は、令第四十一条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額若しくは同条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養又は同条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定給付対象療養に係る療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

- 一 令第四十一条第一項第一号イに掲げる額 法第七十六条第二項又は第三項の規定により算定した費用の額
- 二 令第四十一条第一項第一号ロに掲げる額 法第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその

療養に要した費用の額)に前号に定める額を合算した額

三 令第四十一条第一項第一号ハに掲げる額 法第八十七条第二項の規定により算定した費用の額(その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額)

四 令第四十一条第一項第一号ニに掲げる額 法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額

五 令第四十一条第一項第一号ホに掲げる額 法第一百十条第二項(同項第二号及び第三号に係る部分を除く。)の規定により算定した費用の額(その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額)

六 令第四十一条第一項第一号ヘに掲げる額 法第一百一十一条第二項の規定により算定した費用の額

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令一五七・平二〇厚労令一七三・一部改正)

(令第四十二条第一項第三号の厚生労働省令で定める要保護者)

第一百一条 令第四十二条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、同号の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

(平一五厚労令一五・追加、平一九厚労令一六・平二〇厚労令七七・一部改正)

(令第四十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める要保護者)

第一百二条 令第四十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、同号の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令一五七・平二〇厚労令七七・平二〇厚労令一七三・一部改正)

(令第四十二条第三項第四号の厚生労働省令で定める要保護者)

第一百三条 令第四十二条第三項第四号の厚生労働省令で定める者は、同号の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第三号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令一五七・平二〇厚労令七七・平二〇厚労令一七三・一部改正)

(限度額適用認定の申請等)

第一百三条の二 令第四十三条第一項第一号イ又はロの規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

- 2 保険者は、前項の申請に基づき認定を行ったときは、様式第十三号の二による限度額適用認定証を有効期限を定めて交付しなければならない。
- 3 限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を保険者に返納しなければならない。
 - 一 被保険者の資格を喪失したとき。
 - 二 保険者に変更があったとき。
 - 三 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。
 - 四 令第四十三条第一項第一号イに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロに掲げる場合に該当しなくなったとき。
 - 五 限度額適用認定証の有効期限に至ったとき。
- 4 被保険者は、限度額適用認定証の交付その他の手続を事業主を経由して行おうとするときは、事業主及び保険者に対し、その旨の意思を表示しなければならない。
- 5 認定を受けた者は、保険医療機関等から療養(令第四十三条第一項第一号に掲げる入院療養等に限る。)を受けようとするときは、被保険者証に添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 6 前項ただし書の場合においては、その理由がなくなったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。
- 7 第四十七条第三項及び第四項、第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条第三項から第五項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定(第五十条第五項を除く。)中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第百三条の二第四項の意思を表示しない者」と、第五十条第二項中「被保険者に」とあるのは「被保険者(第百三条の二第四項の意思を表示しない者を除く。)」に」と、同条第三項中「被保険者は」とあるのは「被保険者(第百三条の二第四項の意思を表示しない者を除く。)」は」と、同条第五項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者若しくは第百三条の二第四項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

(平一九厚労令一六・追加、平二〇厚労令七七・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(令第四十三条第一項第一号イ若しくはロ又は第二号ロの入院療養等に要した費用の額の算定)

第百四条 第百条の規定は、令第四十三条第一項第一号イ若しくはロの厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養等に要した費用の額又は同項第二号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額について準用する。

(平一五厚労令一五・追加、平一九厚労令一六・一部改正)

(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等)

第百五条 令第四十三条第一項第一号ハ又は第二号ハ若しくはニの規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号
- 二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日
- 三 認定を受けようとする者の入院の期間

四 令第四十三条第一項第一号ハ又は第二号ハ若しくはニのいずれかに掲げる場合に該当している旨

- 2 保険者は、前項の申請に基づき認定を行ったときは、様式第十四号による限度額適用・標準負担額減額認定証を有効期限を定めて交付しなければならない。
- 3 被保険者は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付その他の手続を事業主を経由して行おうとするときは、事業主及び保険者に対し、その旨の意思を表示しなければならない。
- 4 認定を受けた者は、保険医療機関等から療養(令第四十三条第一項各号に掲げる療養に限る。)を受けようとするときは、被保険者証に添えて、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の場合においては、その理由がなくなったときは、遅滞なく、限度額適用・標準負担額減額認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。
- 6 第四十七条第三項及び第四項、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第三項から第五項まで並びに第百三条の二第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定(第五十条第五項を除く。)中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第百五条第三項の意思を表示しない者」と、第五十条第二項中「被保険者に」とあるのは「被保険者(第百五条第三項の意思を表示しない者を除く。)に」と、同条第三項中「被保険者は」とあるのは「被保険者(第百五条第三項の意思を表示しない者を除く。)は」と、同条第五項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者若しくは第百五条第三項の意思を表示しない者」と、第百三条の二第三項第四号中「令第四十三条第一項第一号イに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロ」とあるのは「令第四十三条第一項第一号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき、同項第二号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ニに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ニ」と読み替えるものとする。

(平一五厚労令一五・追加、平一八厚労令一五七・平一九厚労令一六・平二〇厚労令一四九・一部改正)

(令第四十三条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

以下省略